

衆議院 議院運営委員会 議院議事録 第二十五号

令和三年四月九日(金曜日)

午後一時開議 (衆議院規則第六十七條の二による)

出席委員

- 委員長 高木 敏君
- 理事 御法川信英君 理事 盛山 正仁君
- 理事 松本 洋平君 理事 井上 貴博君
- 理事 福田 達夫君 理事 井野 俊郎君
- 理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君
- 理事 佐藤 英道君
- 武部 新君 根本 幸典君
- 藤丸 敏君 伊藤 俊輔君
- 塩川 鉄也君 杉本 和巳君
- 浅野 哲君

- 議長 大島 理森君
- 副議長 赤松 広隆君
- 國務大臣 西村 康稔君
- 事務総長 岡田 憲治君

委員の異動

- 四月九日
- 辞任 補欠選任
- 遠藤 敬君 杉本 和巳君
- 同日
- 辞任 補欠選任
- 杉本 和巳君 遠藤 敬君

本日の会議に付した案件  
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更の報告に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。  
この際、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の区域変更について、西村國務大臣から報告を聴取いたします。西村國務大臣。

○西村國務大臣 各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。  
全国的に新規陽性者数の増加が続いており、変異株の感染も広がっていることから、政府として、非常に強い危機感を持っており、徹底的な対策を講じて、何としても感染拡大を抑え込む必要があります。

このような中、本年四月一日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、宮城県、大阪府及び兵庫県を対象とし、期間を四月五日から五月五日までとして、蔓延防止等重点措置の実施を決定いたしました。  
現在、東京都、京都府及び沖縄県においては、感染の拡大が見られ、全体としてステージ3相当の指標が多く出ており、医療提供体制の逼迫が懸念されることから、蔓延防止等重点措置を実施し、感染拡大を防止する必要があります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、蔓延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び兵庫県を加えるとともに、東京都においては期間を四月十二日から五月十一日までとし、京都府及び沖縄県においては期間を四月十二日から五月五日までとすることについて、御了解をいただいたところであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、蔓延防止等重点措置の区域変更を決定したいと考えております。  
これらの都府県においては、知事が区域を定めて、飲食店における二十時までの営業時間短縮要請や、都府県全体でのイベントの人数制限、アク

リル板の設置を含めたガイドラインの遵守の徹底、感染拡大地域におけるモニタリング検査の拡充、高齢者施設等の従業者等に対する頻回検査等の取組を徹底するとともに、変異株による感染が増加していることを踏まえ、不要不急の都道府県間の移動を極力控えるように促すこととなります。

国民の皆様への命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、蔓延防止等重点措置を機動的に活用し、感染拡大防止を最優先に、今後とも、取組を徹底、強化してまいります。各党の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。藤丸委員

自由民主党の藤丸でございます。  
新型コロナウイルス感染症で九千二百八十六名の方がお亡くなりになっております。心より御冥福をお祈りいたします。

医療関係者の皆様には感謝申し上げます。  
新型コロナウイルスへの対応は、国民の命と暮らしを守る重要課題であります。

政府におかれましては、本年一月に緊急事態宣言を発出し、感染者数をピーク時から八割以上減少させ、感染拡大を抑えられております。しかし、三月上旬以降、増加が続いております。  
四月の五日には、蔓延防止等重点措置を適用されました。来週十二日より、東京、京都、沖縄に蔓延防止等重点措置を適用することとされており、

国や自治体の取組、そして国民の皆さん一人一人の対策の徹底が重要であります。どのようなお願いをされるのかを改めてお聞きいたします。

次に、今月六日にIMFが世界経済見通しの改定を行いました。今年、二〇二一年、アメリカ、ブラズ六・四、中国、ブラズ八・四、日本、ブラズ三・三と、今年の年末にはコロナ前の水準に戻ると言っております。

現状では、飲食、旅行、交通等、物すごくへこんでおります。政府においては経済の見通しについてどのような考えかをお伺いいたします。  
最後に、ワクチン接種後、熱が出ると言われております。

三十七・五度は、人の免疫力が一番高まる温度であります。自分の脳の視床下部から命令で、体温を自ら上げて抗体を作っていると言われております。

もちろん、熱が出ない人も多いわけですが、インフルエンザウイルスは強いので、インフルエンザの場合は、自ら三十九度、四十度と上げて退治をしているということでもあります。

また、過剰免疫反応のアナフィラキシーの血圧低下、意識障害は、アドレナリンを打つことによって血圧を上げて落ち着かせるという対応もされております。

この三点、お伺いをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○西村國務大臣 お答え申し上げます。  
まず、東京都、京都府、沖縄県のいずれも、全体としてステージ3相当の指標が多く出てきているところであり、

こうした中で、東京都は、特に、感染力が一・三・三・三と評価をされております変異株、さらには、比較的若い世代も重症化しやすいという報告があります。この変異株の割合が上昇してきていること、さらに、入院が必要な療養者数が増え、ステージ4の状況になっていること、こうしたことと。

○西村国務大臣 今日も分科会でも議論になりました。数字だけを見ますと、まだステージ3にもなっていない、ステージ2の状況じゃないかと思えますが、ただ、先週、今週の比が一・七九ぐらになっておりますので、かなり感染が急速に上がっております。変異株も確認をされておりますので、この点、病床もじわじわと使用率が上がってきておりますので、しっかりと知事とも連携しながら、状況を確認し、機動的な対応をしていきたいと思いますように考えております。

○杉本委員 終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いたします。

本日から三つの都府県が蔓延防止等重点措置の対象になりますけれども、そのほかの都道府県を見ますと、これからそういった警戒期間を終える都道府県中にはございます。例えば茨城県、蔓延防止警戒期間として三月二十一日から定められましたけれども、これは県独自の施策でありまして、予定どおり明日で解除になるというふうなところもござります。

大事なことは、早め早めの対策、そして現地の首長の迅速な判断だと思っております。

それで、一問目を質問したいと思うんですが、今現在、政府においては、この蔓延防止等重点措置を発動させるためのサーキットブレーカーの仕組みというのを検討しているというふうな何いまして、できるだけこの仕組みを具体化させてほしい、その概要も今日はお聞きをしたいんですけど、でも、それに加えて、これから、蔓延防止から緊急事態措置の移行についてもサーキットブレーカーの仕組みを検討すべきではないかというふうな思っておりますが、この点について大臣の御見解を伺いたいと思っております。

○西村国務大臣 御指摘のように、感染症対策は、常に早め早めの対応が必要でありますし、今回、変異株で更に急速に感染が広がるということ

も分かっていますので、そういった意味で、更に機動的な対応が必要だというふうな認識をしております。

そうした観点も含めて専門家の中で様々な議論がなされ、昨日のいわゆるコロナ対策の分科会におきまして、これまでの病床の使用率に加えて、入院率というのを見たいということ。つまり、入院が必要の人がどれだけきちんと入院できているか。つまり、入院率が低いと、なかなか入院できず調整が続いている、つまり、保健所の機能も負担が大きくなってきた。ホテルあるいは病院も確保できていない、入院できていない、自宅療養が増えている。こういった指標を加えられないかというところで、より緊急性を判断しやすい基準を加えていこうということ、議論が進んでおります。

いずれにしても、今回、蔓延防止等重点措置を講じることによって、その範囲で抑え込んでいきたいと考えておりますが、これが変異株の影響もあって更に広がっていくような状況になって、さらに、指標で示しておられますステージ4の状況になってくれば緊急事態宣言が視野に入ってくるというところであります。

もちろん、国民の皆さんの命を守るために必要があれば、これは当然、緊急事態宣言ももちろんなくやらないといけないんですが、そうならないようにこの蔓延防止等重点措置で緊急事態宣言と同等の強い措置も講じておりますので、二十時までの時短、イベント制限、さらには、一店一店の店舗の見回り、呼びかけ、こういったことを通じて何とか感染を抑えたいというふうな考えております。

○浅野委員 緊急事態措置にならないようにということなんですが、そう言ったときの迅速な判断のための備えというの是非必要だと思っております。引き続き検討をお願いしたいと思います。

○西村国務大臣 御指摘のように、蔓延防止等重点措置は、ある都道府県の中で感染が拡大している地域を絞って集中的に対策をやることによつて、そこで抑え込んでいこうという考え方がありますが、必ずしも、大阪の場合は大阪市を指定しております、兵庫県の場合は神戸市だけではなくて阪神間の都市、東京都も二十三区に加えて幾つかの市を対象にしようということ、知事が判断されると思っております。

大阪、兵庫だけでなく、その周辺自治体においても感染者数が増加している状況にあるという報告がございました。加えて、クラスター発生場所の多様化も見受けられるということで、例えば、医療機関や福祉施設のみならず、学校や職場、飲食店、スポーツ関連施設、多様な場所でのクラスターが発生しているということだそうでありまして、

今、少し危惧しておりますのは、蔓延防止等重点措置は緊急事態措置よりも狭いエリアで活動制限を強いるために、その指定エリアから外に出ることが比較的容易だという特徴があります。外に出してしまうと、時短の命令がでない地域になりますので、そういった地域を介して感染が広がるような懸念もあるのではないかとこのように思っております。

是非、蔓延防止等重点措置の地域内のみならず、その周辺地域においても取組としては同様な取組をやはりそろえてやるべきではないか、このように考えるわけですが、これに対して大臣の御見解を伺いたい。

加えて、クラスター発生場所が多様化している現状を踏まえれば、飲食店だけに時短要請をするという考え方も変えなければいけないんじゃないかと、このように思いますが、御見解を伺います。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。

御指摘のように、蔓延防止等重点措置は、ある都道府県の中で感染が拡大している地域を絞って集中的に対策をやることによつて、そこで抑え込んでいこうという考え方がありますが、必ずしも、大阪の場合は大阪市を指定しております、兵庫県の場合は神戸市だけではなくて阪神間の都市、東京都も二十三区に加えて幾つかの市を対象にしようということ、知事が判断されると思っております。

までではないですけども、二十一時までの時短など、類似の措置で感染を抑えていこうと思っております。

あわせて、飲食のみならず、御指摘のように、クラスターが多様化してきております。工場や職場でも起きておりますので、こういったところの注意喚起、これは例えば、関西の経済三団体に、昨日私から改めてまた様々な要請をさせていただきまして、それから、全体として、イベントの制限、あるいはテレワーク、やはり人と人が接触することを避けなさいけれども、こういったことを引き続き徹底していただければ、こういったことを引き続き徹底していただければ、モニタリング検査なども活用しながら、そうした感染源を特定して、クラスター対策、積極的疫学調査でその範囲で抑え込んでいければというふうな考えております。

○浅野委員 終わりますが、最後に、変異株E484Kについてはまだまだ知見が足りないという情報がございます。政府としても全力で研究を進めていただくことをお願いして、私の発言を終わります。

ありがとうございます。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

○西村国務大臣 今日、四月七日に開催された第二十九回アドバイザリーボードの資料を読みますと、蔓延防止等重点措置が発動している